

中国仏教と禁酒運動

——仏教徒の精神生活の一面——

道  
端  
良  
秀

目次

一 はしがり	一七
二 不飲酒戒について	一七
三 何故飲酒は悪なのか	一八〇
四 飲酒を許す場合は	一八五
五 中国社会と酒	一八七
六 不飲酒戒の受容態度	一九〇
(一) 五戒について	一九〇
(二) 五常の智と不飲酒戒	一九三
(三) 五戒は在家の必須条件ではない	一九五
(四) 梵網戒における禁酒	一九八
(五) 仏教徒の禁酒に就ての見解	二〇二
七 仏教々団における飲酒の弊風	二〇〇
八 禁酒の実践運動	二二五
(一) 禁酒について	二二五
(二) 文書による禁酒運動	二二六
(三) 感応説話による禁酒運動	二三三
(四) 禁酒への実践運動	二三五
九 むすび	三九

## 一 は し が き

中国仏教史についてはいろいろの問題がある。第一に中国仏教は単なるインド仏教ではないということである。インド・西域の仏教が中国に流伝されて、中国の人々の宗教となったのが中国仏教である。中国の人々は、インド・西域の人々とは、異質の文化を持っているものである。気候風土から、風俗習慣、民族を異にする、そのような処に、仏教が流伝されて、それに適應するような仏教を創造したのが中国仏教なのである。

同じ釈迦の仏教であっても、中国の仏教はあくまでも中国の仏教であって、インドや日本の仏教ではない。ここに中国仏教史研究の根底がある。中国の人々は、このインド・西域の仏教を迎えて、どのように自分の生命の上に、且つ又実践生活の上に、これを活用したことであろうか。仏教徒が精神生活の上に於いて、いかなる影響を受けたであらうか、実践生活上に在って、仏教はどのような役割を果たしたことであろうか。

ここに取上げる酒の問題は、こうした仏教に於ける五戒の一である不飲酒戒を中心として、中国に於いてどのようにこれを受け取って行ったか、不飲酒戒が五戒の一であり、五戒は仏教に於いては、出家は勿論のこと、在家の信者の守らねばならない戒律であったから、この五戒をどのようにして受け取って行ったか、特に酒の王国とまでいわれる中国にあって、この不飲酒戒をどのようにして、一般の人々に説いて行ったか。

酒は百薬の長といわれ、酒なくして一日も過せない、酒仙を憧れる中国の民族、ここに不飲酒を説くことは大変なことであらう。恐らくこれがあるがために仏教徒となることを拒否した人もあるであらう。ここに仏教弘布の難関があ

ったことでもあろう。このような場合、仏教徒はどのようにしてこの難関を突破したであろうか。ここに薬酒という名が強調され、更には又般若湯という雅名が出て来る所以のものである。

しかしながら中国仏教徒はあくまでも、仏教の戒律に従って、日常の身を処して行つた。五戒は厳重に守るべきものとされた。しかも仏教の五戒は古来の儒教の五常と一致するものとして、これに従い、これを指導原理とした。今日に於いても、中国の居士にあつては、魚肉を禁止した素菜主義であり、禁酒主義である人々のあることは、これを有力に物語っているものである。しかし又一方除外例を設けて、愛酒家も仏教からもれない工夫をこらした。

## 二 不飲酒戒について

不飲酒戒は、五戒の第五、具足戒の九十单墮の第五十一、菩薩戒の四十八輕戒の第二に置かれている。従つて仏教信者たる在家の優婆塞優婆夷から、沙弥、比丘に至り、大乘・小乘に互る一切の仏教徒の守らねばならない戒律である。五戒は在俗の信者の戒、十戒は沙弥、具足戒は比丘、菩薩戒は大乘の沙門及び居士のものであったから、この不飲酒戒は、仏教徒の必ず守らねばならない戒律であつたのである。

勿論この在俗信者の五戒については、インドに於いて、いろいろの異説があつたようであり、又在家の戒として、不飲酒戒そのものも、多少問題があつたようである。例えば中国に流伝されては、五戒は仏教居士の必須条件のように考えられて、五戒を五常に一致せしめて、これを守らせようとしたが、インド・西域に在つては、必ずしも優婆塞の必須条件というような嚴重なものではなかつた地方があつた。五戒受持の有無は、時代と地域と部派によつて異つ



ていたようである。

今長井真琴博士・友松円諦教授・大野法道博士・中村元博士・平井彰博士等の研究<sup>①</sup>によって見ると、仏法僧の三宝に帰依する三婦戒は、在家信者の必須条件であったことは間違いないが、五戒に至ると各種の經典や律典によって、異説が述べられている。「毘尼母經」第一のように、「うばそくとは、ただ三婦に在るのみならず、更に五戒を加えて、始めて名ずけて、うばそくとなすことを得るなり」と、三婦と五戒が優婆塞即ち在家信者の条件としているものもあるが、一方に於いては、「優婆塞戒經」第三に

如來正覺の優婆塞戒を説き給うに、或は一分あり、或は半分あり、或は無分あり、或は多分あり、或は満分あり、若し優婆塞三婦を受け已りて二戒を受持せば、是れを少分と名ずく。若し三婦を受け一戒を受持せば、是れを一分と名ずく。三婦を受け已りて二戒を受持せば、是れを少分と名ずく。若し三婦を受け、二戒を持し已りて、若し一戒を破らば、是れを無分と名ずく。若し三婦を受け、三四戒を受持せば、是れを多分と名ずく。若し三婦を受けて、五戒を受持せば、是れを満分と名ずく。汝は今、一分の優婆塞とならんと欲するや、満分とならんと欲するや、若し意に随つて説けと。その時に知者は当に意に随つて授くべし。

と言っている。これは明らかに五戒の受持なくして、ただ三婦だけで優婆塞となることが出来るといい、更に五戒にあつても、五戒全部を受ける必要がなく、一戒でも二戒でも、自分の意に随つて、自由にこれを受けてよいのである。戒師も亦、これに従つて、自由に希望通りに、二戒でも三戒でも授けてよかつたようである。これで見れば五戒は必ずしも在家信者として、守らねばならない生活規範ではなかつたようである。

しかし乍ら不殺生・不偷盜・不邪婬・不妄語の如き四戒は、仏教だけでなく、インド古來からの社会倫理であつた

し、且つ「長阿含經」・「増一阿含經」・「四分律」・「五分律」・「摩訶僧祇律」などには、いずれも五戒を以て優婆塞のものとしているから、相当古くから地域により、部派によって、三歸五戒を以て、在家信者となる条件としていたようである。

しかもこの五戒という五つの戒も、初めは四戒が中心で、それに不飲酒戒がつけ加えられて五戒となったもののように古い仏教倫理經典といわれる「善生子經」や「六方礼經」には、殺生、偷盜邪淫妄語の四惡を述べ、飲酒の惡は別個に説かれているし、前の四戒は古来の宗教や倫理道德として、教え上げられていたものを、そのまま仏教が受け継いだものであろう。人間社会として、当然の規範であったが故である。ただ不飲酒戒を加えて、五戒としたのは、仏教独自のものではなからうか、しかも根本有部の系統に於いて、在家信者の絶対のものとしたのであった。<sup>②</sup>

中国仏教に在っては、この五戒について、「優婆塞戒經」を第一とせる、五戒の一分二分説のものと、根本説一切有部派や、四分五分の諸律の五戒受持説の二系統を受けて、五戒を五常に合致せしめ、これを在家信者居士の必須条件とすると共に、一方では又一分二分説をも取り入れていた。しかもこの五戒には、最も持戒困難と思はれる、不飲酒戒があるのである。中国仏教がいかにこの問題を解決したかが問題なのである。

### 三 何故飲酒は悪なのか

「梵網經」卷下の四十八輕戒第二に

若し仏子、ことさらに酒を飲まんに、しかも酒の過失を生ずること無量なり。若し自身の手より酒器をわたして、

人に与えて酒を飲ましめば、五百世までも手なし。いかに泥んや、自から飲まんをや、一切の人を教えて飲ましめ、及び一切衆生に酒を飲ましむることを得ざれ、泥んや自から酒を飲まんをや、若しことさらに自から飲み、人を教えて飲ましめば、軽垢罪を犯す。と。

「梵網經」は中国仏教中心のものであるが、自分が飲んでも、人に飲ませても、その過失は無量であり、五百世の間無手として生れるという。即ち畜生に生れるというのである。ここでは過失無量とだけで、なぜ悪いのか判然としな

い。  
失訳ではあるが「大愛道比丘尼經」卷下(大正藏三五卷)は、

沙弥尼は形寿の尽くるまで酒を飲むを得ず、酒を嘗めるを得ず、酒を嗅ぐを得ず、酒をひさぐを得ず、酒を人に飲ましむるに、薬酒なりと欺すを得ず、酒家に至るを得ず、酒客と共に語るを得ず、

夫れ酒は毒薬となす、酒は毒水となす、酒は毒氣となす、衆失の原なり、衆惡の本なり、賢を残り、聖を毀ほつ。

道徳を敗り乱し、輕毀す。災を致し、禍を立つるの根本なり。四大は枯朽し、福を去り禍に就く、これによらざるはなし。むしろ煬銅を飲むとも、酒を飲みて味わず、ゆえんはいかんとならば、酒は人をして志を失わしめ、迷乱顛狂して、人をして覚えざるに泥梨の中に入らしむ。この故に酒を防ぐのみ。この戒を犯す者は、沙弥尼には非ざるなり。

と述べている。これで見るとなぜ酒を飲んで悪いかということが、相当強く打ち出されている。しかも酒は毒薬であり、毒水であり、毒氣であるとし、衆失の原、衆惡の根本なりときめつけている。酒は又賢聖を殘毀し、道徳を敗乱して災を興し禍を立つるの根本であるとし、又身体を枯朽させて、去福就禍せしむるのは、皆酒によるとする。だから

ら熱銅を飲んでも、酒を飲んではいかぬという。

このように酒は毒薬であり、衆惡の根本なりと極論する所以のものは、酒は人の志を失はしめて、氣違ひ状態にらしめるからに外ならない。しかも自分では知らずの中に、地獄に墮するようになるが故である。迷乱顛狂というところが、防酒、禁酒の所以なのであった。

しかもここではただ酒を飲むだけではなく、嘗めることも、香を嗅ぐことも、酒屋に行くことも、酒客と共に語ること不可とすることであり、又酒を薬酒だと訛って飲ましても不可とすることである。かくしてこの經典では、酒を毒酒、毒水とし、その毒水たる所以を説いて、「失志迷乱顛狂」としていることに於いて、不飲酒戒を制定した理由を説明しているのである。

又「四分律」を初め多くの經律論には、具体的に酒の害を列挙している。「長阿含經」には六失を「優婆塞戒經」にも十種程を掲げ、「四分律」十六には酒の十惡を、「正法念經」や「出曜經」には三十失を、「大智度論」卷十三には三十五失を、「沙弥尼戒經」には三十六失を数えている。

「長阿含經」の六失は、(一)失財 (二)生病 (三)鬭争 (四)惡名流布 (五)恚怒暴生 (六)智慧日損の六つを掲げているし、「四分律」の十惡とは、(一)は顔色が悪くなる、(二)は力が弱まる、(三)は視力が不明となる、(四)は瞋恚の相となる、(五)は仕事疎になる、(六)は病氣が増す、(七)は鬭争をする、(八)は惡名が流布する、(九)は智慧が減少する、(十)に遂に地獄に墮するの十種の惡を出している。三十失や三十五失を見ると、この以上掲げた六失と十失を更に詳細にしたようなもので、別に特別の失はない、上記の失が中心となっている。

しかし乍らこの具体的な飲酒の失というものは、果してこれで納得され得るものであろうか、即ち何故に禁酒せね

ばならぬかとの疑問に対して、この説明で了解され得るであろうか。

第一に酒を毒酒とし、毒水と決定してからの説明である。毒水なるが故に、これを飲めば上記のような六失や十失、更には三十失や三十五失は当然のことであろう。毒酒としての前提に立つての立論は、当然多くの有害が数え上げられる。

若しこの酒を毒酒とせずに、薬酒としての前提に立つて飲酒を論ずれば、上記の「四分律」の十失は逆となつて、却つて十益となるであろう。則ち十失の一つ一つを逆に考えて見ると、(一)顔色悪いは、飲酒によつて顔色好くなる、(二)力弱るは、飲酒によつて力が増し、(三)視力不明は、酒の力で却つて明らかになり、(四)臆患の相は、歡喜の相となり、(五)仕事に力がある、活動の元素となる、(六)病氣も吹きとばし、(七)酒によつて胸襟を開いて平和となる、(八)それによつて好い名が流布され、(九)智慧愈々増して行き、(十)遂には浄土に往生することが出来ると。このように見て来ると何ら無理ではなく逆の場合が考えられ得ることは、酒を毒酒とするか薬酒とするかによつて、失ともなり、益ともなるということである。

すると不飲酒戒を五戒に加えて、在家の信者の守るべき必須条件としたということは、勿論毒酒、毒水と決定してからのことである。何故に酒を毒酒となし、毒水と決定したのか。これが問題なのである。経律に出ている具体的な飲酒の害ということは、毒水を飲んだからであつて、毒を飲めば害たることは当然で、何十種でもその害は数えられる。ただここで問題は、何故に酒が毒水かということの説明せねばならぬ。

元來不飲酒戒は、五戒の内ただ一つの遮戒で、殺生・偷盜・邪淫・妄語の四戒は性戒と云はれ、殺生などそのものが悪であるとするのである。飲酒は元來そのものが悪いのではなく、飲酒によつて引き出されるもろもろの罪惡を

防がんとして、これを禁止するが故に、この不飲酒戒を遮戒というのである。従つて酒そのものが悪いのではなく、飲酒そのことも、善でも悪でも、可でも不可でもない。飲む人によつて、その酒を毒酒となすか、薬酒となすかを決定づけるものである。

しかし乍ら飲酒によつて、その心を失い、迷乱して、もろもろの悪業を犯すが故に、これを禁じ、不飲酒戒を制定して、危険な状態を遠ざからしめたのである。

今釈尊がこの制戒を出された因縁を眺めて見ると、「四分律」卷十六に次の如き因縁が出されている。あるとき釈尊の弟子娑伽陀が神通力を以て毒竜を調伏したことによつて、拘睢弥国主から大いに敬仰される。国主はこの娑伽陀の説法に感激して、あらゆるものの供養を申しいで、得難き黒酒と共に、甘饌飲食を供養した。娑伽陀はこの布施を受け、飽足して退出したが、帰る途中で、酒の酔のためについに、地に倒れて、食べたものを吐き散らす。これを見て衆鳥が寄り集つて鳴き叫んでいた。丁度ここに釈尊が来られてこれを眺め、阿難にいうよう「娑伽陀は痴人である。この姿では小竜すら調伏することは出来ない、況んや能く大竜をや」と。ここで阿難に飲酒の十失を説いて、「今後我を師となす者は、草木の先に酒をつけてでも、これを口にすることを許さない」といい、もろもろの方便を以て娑伽陀を呵責してから、諸比丘に告げ「もし比丘たるもの、酒を飲む者は波逸提である」と。この因縁によつて不飲酒戒が定められたのであった。

この因縁を見ると、娑伽陀は飲酒によつて、正常を失い、比丘にあるまじき不行跡をなし、全く正氣を失つて、毒竜を調伏どころか、小竜すらも調伏することの出来ぬ者となっている。この比丘の姿は、酒のためであったが故に、ここに飲酒の毒という結論が下されたのであった。まさしく酒は人をして、人でない状態に落し入れるからであつ

た。酒そのものが悪いのではなくて、酒に酔って正気を失うからに外ならない。酔はなければ酒は、禁酒とはならなかったであろう。

#### 四 飲酒を許す場合は

さきに掲げた「四分律」卷十六の不飲酒の制戒の最後の文に、次のような言葉がある。

不犯とは若しは如是如是の病あり、余の薬治にては差えず、酒を以て薬となす、若しは酒を以て瘡に塗るは、一切無犯なり

このことは酒を薬として飲んでもよい、ということである。いろいろの病気があって、よも山の薬を飲んでも治らない場合に、酒を飲んで治ることがあれば、この酒は薬として飲んでもよい。不飲酒戒を犯すものではない。ということである。この酒はこの場合、薬酒であって、治病の薬なのである。

いかなる薬でも、その量を間違えて、多量に飲んだ場合、その薬は却って毒となって、その人の生命すら奪うことになることは、何人と雖もよく知るところである。治病の薬としての酒もまた同じことである。これを多量に飲み、酔うという状態になり、正気を失い、迷乱顛狂して衆罪を犯す、ということになれば、これは全く薬酒変じて毒酒となったものである。

中国仏教にあっては、酒を毒酒として取扱っているが、又薬酒としてこれをより多く認めようとする風が見受けられる。宋の道誠は、その著「积氏要覧」下の膽病の項に、「酒を以て薬となすを得る」として、その証拠の文とし

て、「分別功德論」を引用している。

祇園に一比丘があつたが、六年間も病の床に臥していた。優波梨が見舞つて、何がほしいかと問うと、唯だ酒だけを思っている。優波梨は、「少し待て、私が今これから釈尊に問うて来よう。」かくして彼は祇園精舎に行つて世尊に問うよう、「一病比丘が居ります、ひたすら酒を薬として飲みたいと願っていますが、いかがでしょうか」と、世尊はこれに答えて、「我の制する不飲酒戒は、病で苦しんでいるものは除外している」と。そこで彼は酒を求めて帰り、病者に飲ませたが、それによって彼の病は平復した。そこで彼は重ねて病比丘のために説法した。この説法を聞いた病比丘は、これによって羅漢果をさとることが出来た。ここに於いて世尊は優波梨をほめたうえで、汝はよく比丘の病を治し、又得道せしめた。

さてこのことは、あきらかに不飲酒戒を絶対禁酒というのではないことを示しているものである。病人の為に薬酒としてこれを解放していたことを述べたものである。少くとも中国に在つては、不飲酒戒をかく解していたようである。従つて五戒を持しながら、飲酒して、不飲酒戒を犯しても、それは薬酒として病人が飲んだ場合は、不犯なりと解されたのである。

ただここに於いて問題は、いつでも、誰でも、飲酒の時は、我は病人なり、これは薬酒なりと、偽つて飲むこと出来ることである。恐らくかかることが多かつたであろうことは前にも引用した、「大愛道比丘尼經」卷下の飲酒を禁ずる文の内に、

以酒飲人 不得言欺藥酒

ということがある。これはあきらかに、人に酒をすすめて、これは薬酒だから不犯だと欺して飲ましていたことに對



する禁戒である。人間はいつでも誰でも、何らかの意味に於いて、精神的にか、肉体的にか病人であるが故に、酒は薬酒として飲むことが出来るであろう。ここに不飲酒戒の不徹底的なものがあるのであるが、又不飲酒戒の本質は、酒に酔って本性を失はしめない所にあるのであり、仏道修行の障りとなるものを排除しようとするのが目的であるとすれば、酒を毒酒としてではなく、薬酒として飲むとすれば、何ら戒を破つたものとすべきではないであろう。不飲酒戒の不徹底さというのではなく、仏の大悲というべきであり、仏教の本質の示しているものということができるであろう。

中国仏教にあっては、この酒に対して、単に薬酒としてこれを許すばかりではなく、更に広く解して、公衆のため、一切衆生の利益になることであれば、敢て飲酒するも、これを不犯となすという考え方であり、又他の重き罪が消えるようなことであれば、これ又飲酒しても、それは破戒とはならず、却って大功徳を生ずる、というような積極的な方面にまで展開して行っている。

これが中国仏教の中国仏教たる所以で、インド仏教が、中国社会に融合して、中国民族の宗教となる一形態と見ることが出来る。このことは後に於いて詳述することであろう。

## 五 中国社会と酒

中国の社会にあっては、古くから酒はあらゆる人々によって、しかもあらゆる機会に、好んで用いられたようである。喜びの時はいうまでもなく、悲しみの時も苦しみの時も、この酒によって苦痛を除かんとし、更には刑罰として

酒を飲ませる、という規則する設けられていたようである。

尚秉和の「中国歴代風俗事物考」の飲食部の酒の項を見ると、周代には酒正なる酒に関する役所の長官が、造酒の法令を作つて、適正な酒を作らせるといい、醸酒の法が、米や黍、其他の材料、及びその分料の配分、酒の種類、貯蔵の方法などが詳細に述べられている。更に酒のはかり方、盃の種類、宴会での酒樽の置き方と、それに対しての坐り方、そして御互いの飲み方、罰盃のことなどが詳細に述べられている。

まさしく中国の人々に取つて、酒はなくてはならない、生活の要素であつたようである。「前漢書」卷四食貨志下に

酒者天之美禄、帝王所以願養天下、享祀祈福、扶衰養疾、百礼之会、非酒不行

とて、酒を天之美禄と称し、又「同書」に、酒は百薬の長なりとした天子の詔が下されている。この言葉は愛酒家の最も好んで用いられているものであるが、中国の人々がまさしく百薬の長として酒を飲み、不老長寿のものとしてこれを考え、酒仙の文字が出来ている程である。

文人詩人が酒に一生を托したことは、竹林の七賢人や、李太白、白楽天さては田園の詩人陶淵明など、その道の代表者によつてこれを知ることが出来る。

しかしながらこのような酒の国にあつても、単に百薬の長としてこれを謳歌しているのではなくて、酒の有害を説いてこれを禁じている場合もあることである。薬も用い方によつては毒となる。百薬の長が、身体をむしばむ百毒の酒となることも当然であつて、洋の東西を問わず、古今を通じて同様である。かの陶淵明に止酒の詩があるが、これを見ると彼はまさしくアル中の患者であらう。

更に個人的な自由意志による禁酒ではなくて、国家が権力によって、禁酒を命じたことがしばしばであった。顧炎武の「日知録之余」卷二禁酒の項を見ると、漢の法律では、三人以上集って、理由なくして飲酒した場合は罰金四兩といひ又景帝、後漢の和帝、順帝、桓帝、献帝の、酒の売買を禁ずる詔令を掲げている。已下蜀の先主、晋の孝武帝、安帝、前趙の劉曜、後趙の石勒、宋の大祖、南斉の武帝、魏の文成帝、献帝、東魏の孝静帝、北斉の武成帝、後主、後周の武帝、唐の高祖、太宗、高宗、玄宗、肃宗、代宗、遼の興宗、金の熙宗、海陵王、世宗、哀宗、元の世祖、成宗、武宗等に至る歴代の朝廷の禁酒令を掲げている。

さてこのように歴朝に互る禁酒令は、一体何が原因であったのか、仏教の不飲酒戒と同じ理由であったのであろうか。今以上の禁酒令の内容を見ると、「日知録」では頗る簡単に充分これを知ることが出来ないが、一応これによってその理由を尋ねて見ると、大体次のような結果を知ることが出来る。

第一は旱魃、水害兵難のために飢饉となつて、酒を造ることは一層これが被害を大とならしめるために、禁酒というよりも酒を造ることを禁じたもので、国家の財政面からする造酒、酤酒の禁であった。

第二は矢張国家の経済上からの問題で、造酒は米其他の多くを消耗するからという理由である。例せば北魏の献帝の時

正光後、国用不足、有司奏断三百官常給之酒、計一歲所省米五万三千五十四斛九斗、麩穀六千九百六十斛、麩三万五千九百九十九斤

とあつて、国用不足の故を以て、百官常給の酒を禁ずるに至つた。これだけでも一ケ年で米が五万三千五百四十三斗と、穀六千九百六十石、麩三十万五千九百九十九斤が出て来るのであつた。もっともこの国用不足ということは、「魏

書」食貨志によれば、「四方多事 加以水旱、国用不足」とあるから、兵難や水旱のために、国家経済上の問題となつて、不足を生じたことを知ることが出来、第一の原因と関連しているものである。

第三は、飲酒することによつて、色々の弊害が生ずるからである。北魏文成帝の大安四年正月の禁酒は、

士民多因酒酗訟、或議国政

といふ飲酒による訴訟問題や、国政批判の問題が出るから、君主専制国家としては、好もしからざる状態であつたからである。又唐の高祖武徳二年閏月の詔には、「絶業亡資」といい、肅宗の乾元元年三月の詔は、酒価尤も貴きが故に、「遊惰之徒、益資廢業」といふことから、禁酒したのである。

このように国家的な立場から、経済上からと、政治上からとの二面から取上げて、禁酒の詔を下したことは、これは当然のことといわねばならない。然しこれは単に一時的なものであつて、人間の自然の欲求にはどうすることも出来なく、いつでも酒は快樂をもたらすものとして、人々の愛用となつて来たのが、中国における酒の歴史であらう。

## 六 不飲酒戒の受容態度

### (一) 五戒について

仏教が中国に流伝されて、先ず突き当る問題の一つは、酒の天国といつてよい中国社会にあつて、その酒を禁じなければ仏教徒とはいえない、といふことであつた。専門の出家は当然のこと、仏教信者たる在家の人々も、禁酒を規定された五戒を守らねばならぬといふことであつた。五戒が在家の仏教徒の必須条件だとすると、中国の人々に取つ

て仏教は、到底宗教としてこれを受け入れることの出来ない存在となるのであった。それは五戒には、厳然とした禁酒の一項があったからである。

勿論仏教にあって在家信者は、必ずしも五戒をそのまま守らなくてもよい。という説があった。五つの戒律を悉く守らなくても、その一つか二つを守っても、仏教信者といってよい、という説が出されている。前にも掲げたが「優婆塞戒経」卷三受戒品第十四に

三帰を受け已れば優婆塞と名づく、その時に智者は復たまさに語りて言うべし、善男子よ、諦かにきけよ、如来正覺の優婆塞戒を説き給うに、或は一分あり、或は半分あり、或は無分あり、或は多分あり、或は満分あり、若し優婆塞、三帰を受け已れば五戒を受けざるも優婆塞となづく。若し三帰を受け、一戒を受持せば、これを一分となづく。三帰を受け已りて、二戒を受持せば、これを少分となづく。若し三帰を受け、二戒を持ち已りて、一戒を破らば、これを無分となづく。若し三帰を受けて、三四戒を受持せば、これを多分となづく。若し三帰を受けて、五戒を受持せば、これを満分となづく。汝は今、一分の優婆塞とならんと欲するや、満分とならんと欲するや、若し意に随つて説けと。その時に智者は、まさに意に随つて戒を授くべし

と。これによって優婆塞即ち在家の信者と呼ばれる人、中国では居士といわれているが、この在家の仏教徒は、五戒を必ずしも全部受ける必要はなく、自分の意に随つて、一戒でも二戒でも、或は三四戒、或は五戒全部でもよかつたようである。ここでは五戒が在家仏教徒の必須条件ではなく、ただ三帰だけでもよかつたのである。三帰だけは必須条件で、五戒は一分多分でもよかつたのである。五戒がなくても、三帰戒だけで優婆塞となつたのであった。

この三帰五戒の説については、既に早く先学によって論ぜられているが、インドに在つては初めは三帰だけであつ

たのが、後になって三帰五戒として、在家信者がこれを受持したものであろう。が必ずしも五戒が絶対とされなかったことは、「優婆塞戒經」の如き經典が存在する所以であった。

しかしながら「毘尼母經」卷一に

優婆塞は、ただ三帰のみにあらず、更に五戒を加えて始めて優婆塞となづくことを得るなり

と、三帰五戒を眞の優婆塞の姿としている。このような二つの説が、上記の經典を代表として、各々これに同調する諸經典と共に、中国に流伝されたのであった。

中国の人々に取って、当然にこの五戒の一分多分の受持説を取ったであろうと思われるが、不思議にも毘尼母經系の五戒受持説に力を入れ、一分少分説を余り取っていないかのようなのである。それは五戒ということ、儒教における、仁義礼智信の五常に対比し、この兩者の一致を説いて、中国社会の人々に、仏教を理解せしめ、これを受容せしめんとしたことによって知ることが出来る。

たしかに五戒は、中国仏教にあっては、在家の信者の守らねばならぬ戒律であったのである。人々が人間として守らねばならぬ五常の徳目は、仏教においては五戒と名付けられたのである。仁義礼智信の五常は、仏教の不殺生・不偷盜・不邪淫・不妄語・不飲酒の五戒に相当することを、あらゆる方法によって説明したのであった。

この五戒と五常との対比については、既に嘗て論じたことがあるから、<sup>⑤</sup>詳細はそれに譲るが、ただ第五戒の不飲酒戒を、五常のどれに当てたか、そしてこれが解釈と、それが妥当性をいかに苦心したかを知らなければならぬ。

## (二) 五常の智と不飲酒戒

「提謂波利經」は北魏の曇靖によって作成された所謂偽經と称せられるものであるが、これは五戒を儒教の五常に一致せしめんとしたもので、經典という名の權威に托して、五戒を仏教徒の戒律たらしめんとしたものであった。天台の智者がこの五戒を単なる戒律と見ずに、「五戒は亦これ大乘の法門なり」（金光明文句）といい、「五戒は天地の根にして、衆靈の源なり、天これを持して陰陽を和し、地これを持して万物生ず、万物の母、万物の父なり」（法華玄義）といい、更に五戒は「長生の符であり、不死の薬であり、長樂の印である」（同上）というに至った。いかなる人も五戒を見のがすことが出来ない説明に展開して行つた。

それではこの五戒は、特に今ここで問題にしている不飲酒戒は、五常のどれに対比されたであろうか、今五戒五常の一致を説いた仏教者の説を纏めて見ると、一は不飲酒戒を五常の智に当て、一は五常の礼に充當している。前者は北齊の顔之推の「家訓歸心篇」、天台の「摩訶止觀」六上、唐道世の「法苑珠林」卷八八、宗密の「原人論」、宋孝宗の「原道論」、宋の湛然の「止觀輔行伝弘決」卷六ノ二、及び天台系のこれを注解する人々、契嵩「孝論」などであり、後者は天台の「仁王經疏」卷二及び法琳の「弁正論」に引用された北魏曇靖の「提謂經」である。

何が故に智が不飲酒戒となり、又礼がそれと一致するのか、これらの一致論には詳細な説明を欠いているが、天台の「仁王經疏」卷二の「提謂經」の説明は、

以<sub>三</sub>不殺<sub>二</sub>配<sub>三</sub>東方<sub>一</sub>（乃至）、不飲酒配<sub>三</sub>南方<sub>一</sub>、南方是火、火主<sub>三</sub>於礼<sub>一</sub>、礼防<sub>三</sub>於失<sub>一</sub>也

といつて、不飲酒を五行の火に充て、火は礼を主とし、礼は失を防ぐという。故に五常の礼と不飲酒戒とは同じとするようである。不飲酒戒も失を防ぐからであろう。更に法琳は「弁正論」に提謂經を引いて、

不飲酒曰<sub>レ</sub>礼、礼主<sub>レ</sub>心、火之位、四月五月、太陽用<sub>レ</sub>亭、天下太<sub>レ</sub>熱、万物發<sub>レ</sub>狂、飲酒致<sub>レ</sub>醉、心亦發<sub>レ</sub>狂、口為<sub>三</sub>妄語<sub>一</sub>、

乱道之本、身致<sub>二</sub>危亡<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>尽<sub>二</sub>天命<sub>一</sub>、故禁以<sub>レ</sub>酒、酒無<sub>レ</sub>礼

という。天台よりも詳細に不飲酒の礼たることを説明している。酒は身心共に発狂して無礼なるが故に不飲酒は礼なりとする。この説明は一応人々に首肯せしむるようである。しかるに五戒五常の一致を説く多くの人々は、この説を取らずに、他の説即ち不飲酒を智とする説を取ることである。では不飲酒が何故に智であるのか、

道世は「法苑珠林」卷八八の五戒部に

今見奉戒不殺、不求仁而仁著、持戒不盜、不欣義而義敷、守戒不婬、不祈礼而礼立、遵戒不妄、不慕信而信揭、受戒捨酒、不行智而智明、

という。戒を受持して酒を捨てることによって、智を行わずして智は明らかであるというのである。智とは知者の知である。知者は惑はずといわれるその智である。智と知を一つとする場合が多いが、今この智はものに惑わざるの智である。酒によって不明となるが故に、不飲酒を智といい、明といったものであろう。

天台の「摩訶止観」卷六上では

智鑒明利 所為兼直、中当道理、即不飲酒戒(乃至)周孔立<sub>二</sub>此五常<sub>一</sub>、為<sub>二</sub>世間法藥<sub>一</sub>、救<sub>二</sub>治人病<sub>一</sub>、

といって、智と不飲酒戒とは、共に共通の明利となるが故であるとしている。この点酒を禁ずることは、智となることであるから、五常の智を五戒の不飲酒戒に対応させるのは、これ又理解し得ることであろう。唐の宗密も「原人論」に「酒肉を飲噉せざれば、神氣は清潔にして、智を益すなり」といっているのもこれである。かくの如く不飲酒戒は、五常の礼にも智にも対応するものであるが、更には「魏書」の積老志は

又有<sub>二</sub>五戒<sub>一</sub>、去<sub>二</sub>殺盜婬妄言飲酒<sub>一</sub>、大意与<sub>二</sub>仁義礼智信<sub>一</sub>同、名為<sub>二</sub>異耳<sub>一</sub>、



と云って、何ら一つづつ対応せしめず、大意は仁義礼智信と同じで、ただ名が異っているのみであるとしている。順序として強いて当てれば五戒の第五の不飲酒戒を、五常の第五の信とでもするのであろうか。しかしこれはそんな意味ではなく、大意という文字が示しているように、五戒と五常とが全体として同じ、ということであろう。

唐の法琳は「破邪論」巻上にこの説を受け、宋の契嵩は「輔教編」原教で、五戒十善は五常仁義と異号にして一体である、と云っているのは、いづれもこの意である。

思うに仏教徒の意図するところのものは、仏教徒の戒律たる五戒が、いかに中国の人々に理解し得るようになるかにあつたもので、五戒と五常が、五と云う数字において一致せしむればよかつたのであつた。別に五戒を五行、五星、五嶽、五蔵、五帝、五徳、五色などの中国的な思惟に一致せしめたのも、そのことであつて、各箇別々の対応は一応の対応であつて、どれでも説明はつくのであつた。従つて不飲酒戒が智に対したり、礼に対したりしているが、それはいわゆる「拗勝為論」すればということであつて、要は五戒は儒教の五常と、大意は同じであつて、名が異なるだけであると知らしめるにあつたのである。

不飲酒戒が礼であつても、智であつても、或は信でも義でも、それには余り問題はなかつたようである。

### (三) 五戒は在家の必須条件ではない

既に上來述べて来たように、優婆塞が三帰五戒と揃つて受けねばならぬというのは、有部派のことであつて、他の部派では三帰だけでも優婆塞と名付け、又五戒も必ずしも全部でなくても、一戒でも二戒でもよかつたのである。ここで問題は一戒でも二戒でもよいと云うことは、他の戒を犯してもよいという意味ではないことである。例へば不殺

生戒だけを受けて、他の四戒を受けないということは、盗んでも、嘘をいっても、邪姪しても、飲酒しても、それでよいということではなくて、せめて一戒でも受けて、これを正しく嚴重に守ろうとするに外ならないのである。受戒と破戒ということは、嚴重であり、破戒の罪の重いことがこれで知られる訳である。破戒する罪を犯すのであれば、受戒しなければ、その罪はない訳であるからである。このように五戒を受けるといふことは、人生生活の上に重大な転機をなすことであつたのである。

中国に在つてはどうであつたか、上に述べたように、五戒を五常に一致せしめて、仏教徒の守るべき戒律としたのであるが、この場合に、この五戒を、インド的な犯が重罪を伴うといふ嚴重な意味に受け取つたかどうかである。

一体五戒を理解するために、儒教の倫理五常の徳目をこれに充当したが、若し五戒をそのまま五常と考えた場合、五常の違反には何ら直接的な犯罪を構成しない。仁義礼智信の五常は、社会倫理であり、又人間に於ける精神生活の規範であつて、これに反するからとて、直接に罰を加えられるものではなく、刑法の対象にはならなかつたのである。

このような意味に於いてもし五戒を受け入れたとするならば、インド仏教と中国仏教との性格は頗る異質のものとならざるを得ない。が恐らくこのような性格に多少とも変貌したのが、中国仏教の五戒であつたのである。しかし唐の「大唐六典」に「酒に酔つて人と争つた者は還俗せしむ、飲酒食肉する者は苦使の刑にする」とあることは、国家権力によつて僧尼の飲酒を禁止し刑を科したものと注意せねばならぬ。それも、五戒五常の一致から更に「梵網經」の戒を孝となすという定義は最もよく、戒が中国的変化をなした好例であつた。孝は中国人士に取つて、金科玉条のものであり、精神生活の支えとなつてゐるもので、家を正しく保ち、社会及び国家を、共に理想的に建設して行

く、その中心的な支柱となるものが、この孝であったのである。その孝とは、仏教の五戒であるとしたところに、中国仏教の特質を見るのであるが、五戒本来の意義とは大いに変貌していることは仕方のないことであつた。

いづれにせよこのようにして、五戒が中国の人々に受容されたであろうが、又一方に於いて、インドにおけると同じように、五戒を必ずしも守らなくてもよいという考えを持つていたことである。ここに特に不飲酒戒との関係が、大いに深く介入していることを知るのである。即ち結論からいふならば、不飲酒戒を除かんとしたためであり、中国人士に対す、好酒の人々を予想して、飲酒しても仏教徒となることが出来るといわんとした、苦心の説明であつたであらうことである。

北斉の文宣王は「淨住子淨行品」の在家懷善門に、在家の戒を、或は一戒二戒三戒、乃至五戒八戒十戒といつて、八關齋や十善戒のことなどに及んでいるし、又戒法撰生門二十には、在家の人は三婦が中心であり、これが第一であるとして、五戒は次の問題のようにしている。

又前に屢々取上げた「法苑珠林」八八の五戒篇に、「成実論」、「付法藏經」、「優婆塞經」を永く引用して、五戒の少分、多分、満分のことを論じ、沙門は五戒を授ける時に何の戒を受けるかを聞いて、その戒を授けねばならないといつている。少分のもの、多分のもの、五戒全部の満分のもの、それから無分の信者と、種々の信者がいたようである。ここに不飲酒戒を受けなくてもよい、確たる証明を得たことである。道世は特に不飲酒戒の説明の度に、この少分多分を掲げていることは、尚更この感を深くするものである。

このことは「大智度論」十三の不飲酒戒の後に問答を設けて論じているもので、中国仏教としては、この「大智度論」の説を雙手を上げて受け入れたことであらう。在家信者は必ずしも五戒を必須条件としたものではなく、特に守

られない、破戒し易い、しかも遮戒たる不飲酒戒は避けたいと考えたのであろう。

しかし乍らあくまでも正面では、五戒は五常としてこれを守らねばならなかったし、禁酒運動も亦当然のことではなければならなかった。戒律は仏教者の守らねばならない、当然のものであったからである。

#### (四) 梵網戒における禁酒

上に述べたように、中国に在っては五戒は儒教の五常と同一のものであると説明し、その中の不飲酒戒は、仏教徒の守らねばならぬ規範となした。更にここで注意せねばならないことは、インド伝来の戒律ではなく、恐らく中国において出来上ったとは思はれる「梵網経」の戒律の内に、不飲酒戒と不酤酒戒とがあることである。しかもこの戒律は菩薩戒とし、大乘仏教のものとし、「四分律」などの小乗律に対抗して、大いに隆盛となったものであった。

天台大師を初めとし、華嚴の法蔵等がこの「梵網経」に注解を加えて、これに依拠するところがあつたが爲に、中国における仏教徒は、多くこの「梵網経」即ち菩薩戒を中心として、彼等の生活を規定するに至つた。

今この「梵網経」の酒に関する部分を取りだして見ると、十重禁戒四十八輕戒中の十重禁戒第五に

若し仏子、自ら酒を酤り、人に教へて酤らしめば、酤酒の因、酤酒の縁、酤酒の法、酤酒の業あらん。一切の酒を酤ることを得ざれ、是れ酒は罪を起すの因縁なり、しかも菩薩は、まさに一切衆生の明達の慧を生ぜしむべし、しかるに反つて更に一切衆生に顛倒の心を生ぜしむるは、これ菩薩の波羅夷罪なり、

という、又四十八輕戒の第二に

若し仏子、ことさらに酒を飲まん、しかも酒の過失を生ずること無量なり、若し自身の手より酒器を過して、人に

与えて飲ましめば、五百世まで手なし、いかに況んや、自ら飲まんをや、一切の人を教えて飲ましめ、及び一切衆生に酒を飲ましむることを得され、況んや自ら酒を飲まんをや、若しことさらに自ら飲み、人に教えて飲ましめば、輕垢罪を犯す、

とある。酒を売るなどというのと、酒を飲むなどという二つの禁戒で、酤酒は重罪戒に入り、飲酒は輕戒に入っている。酤酒といつても、人に教えて売らせることも含まれ、飲酒も人に飲ませることも罪なりとしている。

ここで問題となることは、飲酒が輕罪で、酤酒が重罪となっていることである。普通には逆のように思はれる。酒が売ってあつても、個人が自己の抑制心によって禁酒すべきであつて、飲酒、禁酒は自己の問題で、酒に罪ある訳ではない。しかるにここでは飲酒の罪よりも、酤酒の罪を重くして、これを十重禁戒の内に入れたのは、一体どうゆうことであらうか。

今上掲の禁戒を見ると、不飲酒戒の理由として、ことさらに酒を飲めば、酒の過失を生ずること無量であるからだとされている。例えば人に飲ませただけでも、その報いとして、五百世までも手なしの畜生道に生れるのであるから、自分が飲むとしたら、そのむくいほどんなことか想像が出来ない程であるという。

一方酤酒の方を見る。酒は罪を起す原因となるものである。一体仏道修行者たる菩薩と呼ばれる人は、一切衆生の明達の智慧を生ぜしむるものであるのに、反つて酒を売ったりして、これによつて一切衆生に顛倒の心を生ぜしめ、罪を起さすようなことするのは重罪である、というのである。

ここで考えられることは、菩薩道の立場に立つて、酒を論じていることである。即ち小乗の立場ではなく、大乘仏教の立場であるということである。個人の得脱もさることながら、自己を捨て、一切衆生を救済せんとする菩薩の立

場にあつてこれを眺めていることである。一切衆生をして顛倒せしめ、罪惡を犯さすような酒を造つて売るといふことは、菩薩のとらざるところであり、これを犯すことあらば最も重罪である、としたのが、酤酒の禁戒である。酒を売るが故に、これを飲んで罪を犯す人が出るのであつて、酒の罪を云々するなら、それを賈る者こそ罰すべきであるとするのが、酤酒戒である。これが大乘戒たる所以であらう。

天台大師は「菩薩戒經義疏」巻下にこの酤酒戒について

酒はこれ無明の藥なり、人をして昏迷ならしむ、大士の体は人に智慧を与う、無明の藥を以て人に飲ましむるは、菩薩の行に非ず、

とて、明らかに酤酒は菩薩行ではないことを述べ、且つ更に貨売そのことは、利を求めてのことであるから、制戒されてゐるものであるとしているが、ここで彼は

藥酒は利をねがつて貨ると雖も、人を乱さざれば、貨るも罪なし

といつてゐることに、中国仏教として注意さるべきである。藥酒としてなら、利益のために売つてもよいということである。ここに藥酒ということによつて、この酤酒戒の除外例を認め、菩薩行を完うせしめようとしてゐることである。酒の売買を認めるのは、それはただ藥酒とした時に限つてゐるのであるが、ここに藥酒としての含蓄ある文字が活用され、利用されるであらうということが、中国社会の仏教であつたのである。

次の不飲酒戒の処にあつても天台は、飲酒の過失を云々しながら、しかも「梵網經」には何ら言及していない藥酒の問題を、ここでもだしている。即ち

必重病宣藥、及不<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>過患、悉許也、未曾有經未利飲酒、此見<sub>レ</sub>機為<sub>レ</sub>益不<sub>レ</sub>同<sub>レ</sub>恒例、

という。重病人に薬として飲ませると、その薬酒が酔乱とならなければ、飲むことを許すというのである。これは既に小乘律の内にもだされていたことであるが、天台はそれをことさらにここに出だして、薬酒としてならよいと説明したのである。しかも「未曾有經」に述べられた未利夫人の飲酒は、罪ではなくて社会を益することである。だから不飲酒戒といっても、単に恒例だけで処理出来るものではなく、薬酒として、反ってすすめねばならぬこともある、というのが大体天台の意見であろう。

次に華嚴の法藏の意見を見ることとする。

「梵網經菩薩戒本疏」第三に、酤酒戒については、十章に分つて詳述している。初めに酒の害を「大智度論」を引証しつつこれを述べ、飲酒は死毒を飲むものであると断じ、次に酒とは人をして昏酔せしむるものと定義し、次に

但だ飲むはただ己れ一身を損し、過ち深からざるを以ての故に、下の輕垢に属す、酤るは多人を損するが故に今重を制す。又菩薩は二利の中には、利他を最とするがために、但だ益生に垂くに、已に非理となす、況んや乃ち損を成ずるが故に、宜しき所に非ず、

という。飲酒は自分一個の損害であるが、酒を売るとは、多くの人々に害毒を与うること、一切衆生に益を与えんとする菩薩行に反することであるから、飲酒戒よりも、酤酒戒の方が重いというのである。全く大乘戒としての特質を示しているということが出来よう。

次の酒の得報では、醸酒家の罪は酒河地獄、酤酒家の罪は酒池地獄、飲酒人の罪は灌口地獄であると、珍しい地獄の名を列記している。更に卷四の不飲酒戒についての説を見ると、先づ酒は昏狂の薬であるから、重過これによって

生ずとして、「四分律」の十失を出だし、「大智度論」の三十六失をいい、更に前に掲げた「大愛道比丘尼經」を出だして、酒は毒酒、毒水、毒藥、毒氣なりとして、この不飲酒戒の文を釈解しているが、尚彼はその内で

七に通塞とは、若し生命の難等を救はんがために即ち酒を飲ましむるは犯なし、未利夫人等の如し。又彼の無間業を救はんとして、同じく飲みて彼を勸めて、鹿重の業を息むれば、理として亦犯なし

といつて、飲酒しても不犯である場合を述べることを忘れてはいない。中国仏教にあつては、酒に対しての除外例を強く主張せねばならなかつたものであろう。一体その除外例に常に出される未利夫人の場合とは何であるのか、このことは後に述べるであらう。

#### (四) 仏教徒の禁酒に就いての見解

以上のように戒律に規定された禁酒問題は、仏教徒に取つてどのような受け取つて行つたかということとは、上述の天台、華嚴の兩代表者の梵網戒の解釈によつてこれを知り得たが、更にここでは律典の注解ではなく、中国仏教者の立場にあつて、これをどのように理解したかを見るために、唐の道世の「法苑珠林」の説を掲げることとする。

「法苑珠林」は仏教における、あらゆる問題についての百科辞典的なものであるが、同書の卷九十三酒肉篇には、酒についての意見を詳細に論じている。仏教徒としてこのように酒の問題を力説しているのは、恐らく彼が第一であらう。先づ最初に述意部第一として

それ酒は放逸之門なり、大聖その苦の本たるを知つて、酣肆を遠ざけ、酒縁を離れ、酔朋を棄てて法友に近づき、昏門を出でて醒境に入らしむる所以なり



といて、酒の放逸の門たるを規定し、不飲酒戒を肯定して、禁酒の問題に入ろうとするのであるが、次の飲酒部第二に、「述曰」として、

この一教には權あり実あり、權は則ち漸誘の訓にして、輕を以て重を脱す……もし実教に約せば、輕重ともに禁なり、始末も犯さず、これを持戒と名づく

といて禁酒戒に權実の意のあることを述べ、初めに權説によればといて、誘引の方便權説を、「未曾有經」を用いて説明している。少し長いがその大意を引くこととする。

その時国王の太子祇陀は仏に白うして云く、昔仏は私に五戒を持せしめて今日に及んだが、私は今これを捨てようと思う、何故かと云へば、五戒の内酒戒は持することがむづかしい、破戒の罪を犯しそうであるからである。世尊は告げて曰く「汝じ酒を飲む時に、何か悪事をなしたのか」と。祇陀白すよう「國中の強豪が時々相集り、酒食を持って、共に楽しく語り飲樂を致します、悪事などはありません。なぜかといえは、酒を得ても戒を念じて放逸はありません。それ故に酒を飲んでも悪を犯しません」と、仏言く、「善哉・善哉、祇陀よ、汝は今すでに智慧方便を得た、もし世間の人がよく汝のようであれば、終身酒を飲んでも何んで悪いことがあろうか、かくの如きの行者は、乃ちまさに福を生じ、罪あることなし、もし人飲酒して悪業を起さず、歡喜心の故に煩惱を起さず、善心の因縁によって善果報を受く、五戒を持して、飲酒しても何の失があろうぞ、飲酒念戒は益々その福を増すと。ここでは五戒の破れるのを恐れて、五戒を捨てようとしたのに対して仏は、飲酒しても悪事をなさなければ、飲酒は罪ではない、反って飲酒によって歡喜心を生じ、煩惱を起さず、善心の因縁で善果報を受ける、飲酒しても念戒すれば、福が増すというのである。五戒を持しながら、飲酒の戒を犯しても、それが念戒して悪事をなさざれば、五

戒を犯したことになる。反って福を招くものであると説明している。全く大乘仏教の精神であり、仏陀の真精神である。中国仏教としては、最も適応した解釈であつたのである。次に更にこの話は続く。

時に波斯匿王は仏に白すよう、私は昔狩獵の遊びに出た時に、料理人をつれて行くことを忘れた。深い山中にあつて空腹を覚え食を求めたが、左右の臣が云うよう「王は今朝出発の時に何も料理人を連れてくる命令がありませんでした。それで食事はありません」と。私はこれを聞いて直ちに馬を走らせて王宮に還つて食をもとめしめた。王家の料理の長は修迦羅といつて、國中唯一人の忠良にして立派な人であつたが、今王の急な食を求められて、「今作つたのではありません、直ちに作りましょう」と答えた。私は時に空腹に堪えかね、怒りのため考える隙もなく、臣に命じて斬殺せよと。時に末利夫人、この事を聞いて甚だ愛惜し、且つ王の飢乏を知つて即ち、好肉美酒を用意し、自分は沐浴し名香もて身体を莊嚴して、大勢の妓女をつれて我の処に来たる。私はこれを見て瞋りの心が止んだ。というのは、元來末利夫人は五戒を持って、酒を断つて飲まない、それで私は常に心で恨んでいたが、今日は忽然として酒肉を將ち來つて、共に飲んで娛樂し、情を積かんとするからである。そこで夫人と共に酒を飲み肉を食べ、音楽をなし歡喜し娛樂をなした。夫人は私の怒の心がなくなったのを見て、王の命として伝えて料理の長官の命を救つた。

翌朝私は自責の念に堪えず、元氣なく顔色はしようすいしていた。夫人は何か憂い事でもと聞く、私は昨日のことを話して悔恨すると、夫人は笑つて曰く、其の人健在なりと、左右に命じて殺した筈の修迦羅を連れてくる。私は大歡喜して憂悔は忽ち除かれた。そこで私は仏に白して言うよう、

末利夫人は仏の五戒を持し、又月に六齋を行じている。一日中五戒を持しているが、その五戒中の今飲酒妄語の二

戒を犯し、八斎戒中の六戒を犯したが、このことはどうなりますか、犯戒の罪は軽いか、重いですか。世尊はこれに答えて曰く、

このような犯戒は大功德を得る。罪あることなし、何故かといえば、その犯戒が利益となるからである。しかも夫人の修善に二種あって、破戒修善を有漏善と名付け、凡心起す所の善を無漏善と名付くと、

この末利夫人の話によって、飲酒が有漏善であり、大功德であり得ることがあることを説明しているもので、それは世の利益のためであり、殺人の如き大罪を除いたがためであった。「未曾有経」の引用は更に続く、

そこで王は仏に白すよう、世尊の仰せでは、末利夫人の飲酒破戒は、悪心を起さないから、功德あって罪報なしというのですが、このことは一切の人民も亦皆同じであります。飲酒しても悪心を起しませんから、末利夫人と同じであります。何故なら次のようなことがありました。

近頃舎衛域中の諸豪族刹利王公が、一寸した争いから大きな怨を互に抱き、各々党を結んで兵戈を交えようとしていました。両家はいづれも皆国の親しき者同志、鬪争すべきではない、しかも練めても聞き入れないので、深くこれを憂いた。その時自から憶うよう、昔私が太子であった時、大臣の提章羅と忿を懷き、彼を誅滅しようと思つたが、大后の計いで共に酒を飲んで、情が和らぎ以てことなきを得たことを思い浮べた。そこで私は忠臣に命じて、好酒と諸々の立派な膳を準備させ、国中の豪族群臣士民を悉く集めて、国家の大事を論ぜさせようとした。兩徒の眷属五百も応召されて集まった。そこで私は殿上に大楽を荘嚴し、忠臣に命じて琉璃の盃それは三升も入るもの、その他いろいろの宝の盃に好酒を満たし、先づ私が衆前に於いて一盃を飲んで曰く、今ここで国事を論じようと思うが、今人々はずこの一盃の甘露の良薬を飲んでから、然る後に事を論じてほしいと。人々は唯だはいと承

知して、酒を飲んだ。そこに大音楽がなされた。人々は酒を飲み、楽しい音楽を聞き、心中に歡喜を生じ、仇や恨みを忘れてしまった。かくして酒によって諍いが息み、平和となった。

さてこのことはどうしてよいことでないといわれようか、皆酒の功である。今世間を見るに窮貧の人、小人、奴客、婢使、夷蛮の人は、お祝いの日とか、或は酒店とかに集つて飲酒する。心が愉快になるから人に教えられなくとも、各々が起つて舞う。酒を飲まない時はこんなことはしない。これで知れるように、人は飲酒によって歡樂を致す、心が歡樂の時には惡念を起さない。惡念を起さなければ、即ちこれ善心である。善心の因縁は応に善報を受くべきである。世尊は善を施せば善報を、惡を施せば惡報をと説く。末利夫人は前身から好く人に施したから今好報を得たのである。世尊はそれなら何故に五戒を持せしめ、月の六齋を行ぜしめられるのでしょうか、六齋の日は香華服飾も出来ず、音楽も不可、又近所の夫婦愛好の姿をも許しません、一体どんな施が、功というのでしょうか、これは却つて苦ではなからうかと、

仏は王に告げて曰く、大王の難ずる所は、不如是ではなく、一応はもつともである。しかし末利夫人が年少の時にもし我が命じて戒法を受けさせ、智慧を修せしめなかつたなら、どうして今日のような徳によって、よく大王を度することが出来ようか、このような功は一体誰に帰すべきであろうか、皆五戒や六齋の功ではないかと、

さて以上が道世の禁酒戒に対しての意見であり、權説方便として飲酒を不犯とする立場を述べたものであるが、彼が引用した「未曾有經」というのは、現在「大正大藏經」十六卷に撰められている失訳の「仏説未曾有經」ではない。これには何ら飲酒に関することも、末利夫人のことも述べてないから、全く別個のものである。しかもこの「未曾有經」の末利夫人に関する飲酒の引用は、既に天台や華嚴によって引用されているもので、飲酒を不犯とする好適例な

のであろう。いづれにしても道世はこの「未曾有經」によつて、飲酒しても惡を行せざれば不犯であり、更に積極的に、飲酒によつて歡喜心を生じ、善報を得るものであり、福を生じ、功德を得る所以であると説く。末利夫人の飲酒の如く、飲酒によつて殺人の大罪を止めることは、飲酒の功德である。このことは誰でも同じことで、飲酒が大罪を止め、平和をもたらし、社会の利益になることであればそれは破戒でありながら破戒ではなく、却つて功德を修していることになるのであると説明する。

かくて道世は權説とはいいながら、中国仏教における不飲酒戒の問題に対して、忌端なく中国仏教徒の立場においてこれを論じたものという事が出来る。

次に彼は実説に約せば、少しでも戒を犯さないのが眞の持戒というものであるとして、ここでは多くの經典を引用して、禁酒のことに及び、酒の失を数え上げている。即ち「長阿含經」の六失、「智度論」の三十五失、「沙弥尼戒經」の三十六失などを掲げて、「飲酒の咎は來報の罪なきに非ず」といつて、「優婆塞戒經」を引いて、現世の惡報と共に、後世地獄の惡業の果を述べている。

このように飲酒の失を述べ、地獄の惡報を引用しているが、しかも尚実説を説く場合でありながら、權方便の立場と同じような説をだしていることに注意すべきである。

又成論 問云、飲酒是実罪耶、答曰非也、所以者何、飲酒不<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>惱<sub>ニ</sub>衆生<sub>一</sub>故、而是罪因、若人飲酒則開<sub>ニ</sub>不善門<sub>一</sub>、以<sub>ニ</sub>能障<sub>ニ</sub>定及諸善法<sub>一</sub>。

と、飲酒そのものには罪はないのであつて、飲酒の罪とは不善門を開き、もろもろの善法を障碍するからであるといふのである。ここでは飲酒には実罪なしといつている。

又「正法念經」を引いて「酒はよく人心を乱し、人をして羊等の如くならしむ」、「飲酒は地獄に至り、亦餓鬼処に到り、畜生業を行ふ」、「酒は毒中の毒であり、地獄中の地獄であり、病中の大病である」といいながら、次に問答を設けて、薬酒としてなら飲んでよしとしている。

問曰、無病飲得罪、有病開飲不

答曰、依四分律、実病余薬治不<sub>レ</sub>差、以<sub>レ</sub>酒為<sub>レ</sub>薬者不<sub>レ</sub>犯

問曰、開服幾許

答曰、依<sub>三</sub>文殊師利問經<sub>二</sub>云、若合薬医師所説、多薬相和少酒、多薬得用、又、舍利弗問經云（乃至）若消病苦、非先所斷

このように病の為なら飲酒もよしと認めているのであるが、道世は、飲酒が常に病気を口実とされるであろうことを恐れて、これに警告を発している。

述曰、不得見<sub>三</sub>前文<sub>二</sub>開籠通総飲、必須実病、重困臨終、先用<sub>三</sub>余薬<sub>二</sub>治皆不<sub>レ</sub>差 要須酒和得差者、依前方開比見無識之人、身力强壯、日別馳走、不依衆儀、少有微患、便長情貪、不護道業、妄引經律云、仏開種種湯薬、名衣上服施仏及僧、因公傍私詭誑道俗、是故知人守戒如命、不敢犯之、

と。まことに酒を薬酒となすことは、不飲酒戒を犯さない、もっとも立派な正当なる道であった。病気は単に肉体的な、外見的なものばかりではなく、精神的な内面的な多くの病もあることであるが故に、薬酒ということは、飲酒家の仏教徒に取って、いかに嬉しい言葉であったであろう。中国にあって、すべての習俗にまで酒を取り入れている、酒愛好の中国の人々に取って、禁酒を条件とする仏教徒たらんとする人々に取って、又仏教を一般大衆に弘布せんと

する人々に取って、この言葉は、最も魅力あるものであり、含蓄ある言葉として歓迎されたことであろう。

道世の禁酒に対する理解が、この方面を考慮に入れ、中国仏教としての立場を忘れていなかったことを物語るものであろう。かくして彼は、飲酒戒に対して、明らかに薬酒と毒酒とに分別して区別し、薬酒としての場合は、それが薬なるが故に、不犯であるが、若しこれが毒酒としての場合は、地獄の悪報を受くと説いたものである。勿論このことは、在家も出家も同じことである。

前節で述べた天台及び華嚴の説に、「未曾有経」を引用したことは、道世と同じように、不飲酒戒の除外例を認めて、薬酒とし、更には他のため社会のための公の利益になることなら、飲酒も又よしというにあった。これは道世と共に中国仏教が酒に対して寛大な措置を取っているように思われる。

即ち「未曾有経」は大罪を抑止するため、戦いを中止して平和となるため、更には飲酒しても悪業をなさざれば、という理由によって飲酒を認め、積極的に功德ありと方便説すら出だしているものである。中国仏教はまさしく、この「未曾有経」の説を抛りどころとして、飲酒を認め、在家の飲酒家に対する仏教の弘布に努めたものであろう。

次に宋の道誠の「釈氏要覽」の説を見ることにする。巻中に飲酒の項を設けて、「涅槃経」、「成実論」、「四分律」「沙弥戒经」を引用し、飲酒の害と失とを述べているが、更に道世の「法苑珠林」に云くとして、上述の道世の実教に約した禁酒の文の大意を出だしている。しかも飲酒してたとえ精神を乱さない人も、過を犯さない場合であつても、飲酒そのことが戒を破ることであるから有罪なりとしている。これは道世の権説を強く主張したのとは、多少趣きを異にしている。しかしながら巻下の瞻病の項に、「得以酒為薬」の名目をいだして、薬酒としての場合はこれを許可していることは、他の人の場合と同じである。即ち「分別功德論」を引用して、その因縁を述べる。

祇園に一比丘があった。病床に臥すること六年であった。優波梨が見舞って、何がほしいかを問う。答えて云く、ただ酒だけと、優波梨曰く、少し待て、私が仏に問うてからと、遂に仏のもとに至り、病比丘が酒がほしいという、薬となしてよいか悪いか分りません、と問う。仏言く、私が制する所の法は、病苦を除くものであると。そこで優波梨は酒を索めて比丘に飲ませ、ために病は平復した。重ねて彼の為に説法して羅漢果を得しめた。そこで仏は優波梨を讚嘆した。

この物語りは、病の為なら飲酒してもよいことを、仏によって証明されたものである。しかも酒を索めて飲ませた優波梨を、治病と得道との功によって賞讃されている。飲酒の功德を述べたものと見てよい。この点上掲の諸師と軌を一にするものである。

## 七 仏教々団における飲酒の弊風

仏教が不飲酒戒を生活の規範として、道俗を通じてこれを守れることを規定しているが、中国仏教にあっては、中国社会における風俗習慣上、禁酒ということは、生活上の大きな問題でなければならなかった。ここに上に述べたような、禁酒の除外例の適用という理論が大いに流行することとなったのである。

このことは特に在家信者にいえることで、出家教団にあっては、いつでも禁酒であった。飲酒は修行の障りとなるからであった。しかしながら現実には必ずしもそのようではなかった。飲酒を否定する出家教団においてすら、飲酒の悪弊が行はれていたことは、各種の文献の示すところである。



最も早い文献として、三国頃の牟子の「理惑論」に<sup>⑦</sup>

今沙門耽<sub>ニ</sub>好酒漿<sub>一</sub> 或畜<sub>ニ</sub>妻子<sub>一</sub> 取<sub>レ</sub>賤売<sub>レ</sub>貴、專行<sub>ニ</sub>詐詒<sub>一</sub>、

とて沙門の飲酒を初め、多く非行を述べ、又「魏書」の积老志には、北魏の武帝廢仏の動機となった、長安の一寺院の検索に、多くの武器と醸酒具が発見されたことを述べている。<sup>⑧</sup> 寺院における酒醸を物語るものであり、従って僧尼における飲酒も想像し得ることである。そのことは梁武帝の「断酒肉文」によって、具体的に証明される。「広弘明集」卷二十六所収の梁武帝の断酒肉文を見ると、

今出家人 或為師長、或為寺官、自開酒禁、噉食魚肉、不復能得施其教戒、

と明らかに出家人が飲酒し食肉していることを述べている。断酒肉文は単に出家だけでなく、仏教徒たる者の僧俗を対象としたものであったが、在家人は未だ恕すべき点があったのである。文に云く

在家人雖<sub>ニ</sub>復飲酒噉肉<sub>一</sub>、無<sub>レ</sub>有<sub>ニ</sub>譏嫌<sub>一</sub> 出家人若飲酒噉肉、使<sub>ニ</sub>人輕<sub>ニ</sub>賤<sub>ニ</sub>仏法<sub>一</sub>、

といい、又

在家人雖<sub>ニ</sub>復飲酒噉肉<sub>一</sub>、皆是自力所<sub>レ</sub>弁、出家人若<sub>ニ</sub>飲酒噉肉<sub>一</sub>、皆他信施

と云って、在家と出家との同じ飲酒でも、出家の飲酒は罪深きことを述べている。しかし在家人にあっても、飲酒の害は同じことで

檀越酒是惡本、酒是魔事

と云って、これを禁じたことは、梁武帝彼れ自身の行状に照しても当然のことであったであろう。<sup>⑨</sup>

唐の段成式の「寺塔記」卷下（酉陽雜俎統集卷五所収）に、

平康坊の菩薩寺で醸酒百石の餅甕を廊下に並べた記事が見え、更に飲酒の具体例としては、唐懐信の「釈門自鏡録」巻下、飲噉非法録九に出ている。

即ち宋の新寺沙門難公は、出家より未だ一度も飲酒したことがなかったが、同門蘭公に勧められて一升ばかりの酒を飲んだために、冥界の王に召されて三年の譴を蒙るの話、又斉の鄴下大莊嚴寺の円通が、飲酒して、聖者の為に駆責せられる話、斉の梁州薛寺僧道遠が、好んで飲酒していたがために、遂に罰を蒙って眉毛が脱落してしまった話、次は隋の河西隋興寺法四が飲酒して、閻羅王に罰せられる話、次は唐の沢州清化寺玄鑑が、酒を非法として禁酒運動に活躍する話などである。

更に又僧伝を眺めて見ると、「高僧伝」巻五の法遇は、姚秦の道安に師事して襄陽にあったが、後江陵の長沙寺に止り、弟子四百人、その内の一僧、酒を飲んで夕の焼香を廢した、恐らく酔うて寝込んだか、或は心乱して、自からこれに出なかつたのであろうが、これに対して法遇は「ただ罰して遣らず」と、軽い刑をした。これを聞いた道安は、竹筒の内に一本の刑罰に使用する棒を入れて、自から封して送られて来た。法遇はこれを見て、「これは飲酒僧のためである。自分の訓育足らずして、遠く恩師の憂をいたす」とて、維那に命じ、衆を集め、杖筒を香橙の上に置いて行香し、杖筒に向つて致敬し、維那に命じて法遇に杖すこと三度び、涙を垂れて自責す、時に道俗、歎息せざるなく、衆これによつて業を励む者甚だ多しといはれた。

既に早く東晋時代にこのような僧のいたことは、上述の牟子の「理惑論」にある如くであり、又羅什の教団の風儀が乱れ、僧官を置かざるを得ないような状態になったことは、その原因の一つに、女犯のみならず、酒に酔つての結果が、もろもの悪業となつたであろうことは、古今を問はず、洋の東西を論せず、いつでも、どこでも同じことであ

ったであろう。

「統高僧伝」卷二一智保伝には、老婆が酒を僧に送らんとして、神罰を蒙る話がだされ、「宋高僧伝」卷二五、唐今東京客僧伝には、亡名の客僧が酒を寺に沽りに来て奇瑞を現す話を載せ、「同書」卷二六代病伝には、毒を酒に入れて布施されたのを代病が飲んで、奇蹟を現はす話が出ている。

又唐の李肇の「国史補」(唐人説会所収)を見ると、聖善寺には昔、蛟竜の為といわれて、常に酒瓮十八も貯えられていたといひ、唐張説の「宣室志」(旧小説乙集所収)には、広陵の孝感寺に止宿した、いわゆる広陵大師と呼ばれる乞食の如き僧が、好んで酒肉を食としていたが、いろいろの奇蹟を現し、大師仏と仰がれたという話が載せられ、又宋代になると一層このような風習が行われたようであった。

「東波志林」卷二の道釈の項に、僧文食名と題して、

僧謂<sub>レ</sub>酒為<sub>ニ</sub>般若湯<sub>一</sub> 謂<sub>レ</sub>魚為<sub>ニ</sub>水椽花<sub>一</sub> 謂<sub>レ</sub>鷄為<sub>ニ</sub>鑽籬菜<sub>一</sub> 竟無<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>益、但欺而已、世常笑<sub>レ</sub>之

とある。酒を般若湯といつて飲んでいたことが知られる。この名は今日日本においても未だに生命を保っているところのものであるが、このことは少くとも、教団内にあつて、公然といふような儀式や行事に、酒が般若湯として使用されてきたであろうことを物語るものである。

宋代から以後になると、仏教と社会との交渉が特に密接になり、従つて僧尼と在俗との関係も深く、生誕や忌日には招僧設齋が盛んに行はれて、これが専門の僧が出現して、赴応僧と呼ばれたが、かかる僧尼は多くの場合、飲酒の機会に出合つたことであろう。又酒を好む僧などもあつて、当時盛んに流行して来る酒店に出入したことであろう。

「歳時広記」卷十六に、夷堅志を引用して、誦経僧が招請されて、亡女の功德追善のために「金光明経」を誦し、そ

の布施で、同行四人と共に酒店に入って、飲酒せんとして、亡女が現われたため、これを中止した話が出ている。

明代に完成したのであるが、宋代の物語であるかの「水滸伝」には、五台山で出家した魯智深が、僧形でありながら、盛んに各処で、飲酒し食肉する場面が見られる。俄か道心の彼は別としても、この物語りの内には、各所で僧の破戒が述べられ、酒が平気で飲まれている。寺でも盛んに酒が造られていることは、昔と同じようである。

酒の造り方や種類なども述べられているが、このことは宋の莊季裕の「鷄助編」巻下に、醸酒として、美酒を作るためには灰を用ゆることを述べ、この灰は僧寺のかまどから買取っていると述べている。寺が醸酒に力を入れていることは、遠い昔からのことで、元代の寺院では、邸店や質庫などと共に、酒店を寺院が経営して、税を納めていたことが伝えられている。<sup>⑩</sup>

このように仏教々団にあっては、仏教の戒律を守りながらも、いろいろな理由の下に、この禁が破られて、寺自身の経済上の問題から、酒を造り、酒を売ることすら行われていたことは、大乘戒に、飲酒よりも酤酒を重罪とした、この中国仏教にあって、いかに解すべきであらうか、

一方にはたとえ除外例とはいえ、飲酒を公然のんだであろう多くの出家のいたことは、これ又中国仏教として、いかに了解すべきであらうか、

勿論このような飲酒僧や、酒店を経営したという寺院は、全く稀のことであって、これを以て中国仏教の一般を論ずることは不可であった。特に中国仏教教団の裏面史ともいうべき、偽濫私度僧の横行は、為政者の常に悩む問題であって、このような避徭役の私度僧が、飲酒して問題を起したであろうことは、当然のことであって、敢て中国仏教のみならず、インド仏教に於いても、朝鮮や日本の仏教に於いても同様のことであった。

## 八 禁酒の実践運動

### (一) 禁酒について

仏教における禁酒の問題は、元來出家修行者に対するものであって、禁欲を中心とする仏道修行者に取って、身心を爽快にし開放的にするもの、特にそれによって酔って心を乱すところの酒は、有害無益のものであった。出家の戒律に不飲酒戒を設け、更に進んで酤酒戒までも加えた所以のものは、ここに存するのであった。

しかもこの不飲酒戒が五戒の一つとされ、この五戒が在家の信者のものとされたということ、インドにあっては、必ずしも五戒全部を守らなくても、在家信者の資格を得たのであったが、中国に來って、五戒は在家信者の必須条件のように取扱われた場合もあったようである。ここに五常と五戒の一致という問題が起って、仏儒の調和を計り、五戒を普及し、理解せしめようとしたのであった。

又一方不飲酒戒に対して、特別の除外例を適用して、酒を藥酒としてこれを使用し、又公益の為なら、或は他の重罪を救うためならという理由で、酒が許され、これが盛んに行はれていたようである。

又出家教団にあつても、色々の場合に於て酒が使用され、般若湯という文名でこれが行はれていた。

がしかし仏教に於ては、あくまでも酒は毒酒としての立場を取って、禁酒運動に乗り出していたことは云うまでもないことである。君子危きに近よらずの如く、禁酒が最も安全であるとして、たとえ他に多少の益があつても、戒律の本筋に邁進せんとしたのが、中国仏教に於ける禁酒運動の展開である。

この運動には戒律書を敷演せんとするもの、独自の立場からの文章による禁酒、更に実践的にこの運動を身を以て展開するなど、色々の方面に活動が続けられていた。

(二) 文書による禁酒運動

隋慧遠の「大乘義章」巻七には、十四垢業義と飲酒三十五失義の項目が掲げられている。十四垢業義には飲酒の六失として、(一)失財、(二)生病、(三)鬪諍、(四)悪名流布、(五)瞋恚暴生、(六)智慧自損を掲げ、更に飲酒の三十五失として「大智度論」を引用して述べている。云く

- 一 現世に財物が空竭す
- 二 衆病の門なり
- 三 鬪諍の本にして多く忿訟を致す
- 四 裸露も恥づることなし
- 五 醜名悪声にて、人は恭敬せず
- 六 智慧を覆没す
- 七 まさに物を得べきに之れを得ず、すでに得たるものもまた散失す
- 八 私匿のことを他に向って論説す
- 九 種々の事業を廢し成ぜず
- 十 憂愁の本なり

- 十一 身力減少す
- 十二 形式損壞す
- 十三 父を敬うことを知らず
- 十四 母を敬うことを知らず
- 十五 伯叔尊長を敬せず
- 十六 沙門を敬せず
- 十七 婆羅門を敬せず
- 十八 仏を敬することを知らず
- 十九 法を敬することを知らず
- 廿 僧を敬することを知らず
- 廿一 悪人に親附す
- 廿二 善人を疎遠す
- 廿三 破戒の人となる、飲酒は戒法に違するを以て
- 廿四 心に慚愧なし
- 廿五 根門を守らず
- 廿六 色を縦いままにして放逸す
- 廿七 人に憎悪せられ之れを見ることを喜ばず

廿八 貴重の親屬及び諸の知識に、共に擯棄せられる

廿九 不善法を行はず、飲酒によって多くの罪を生ずるが故に

卅 善法を棄捨す

卅一 明人智士の信用せざる所なり

卅二 涅槃を遠離す

卅三 多く世世狂癡の因縁を種う

卅四 身壞命終して、諸の惡道に墮す

卅五 若し人となることを得ば、所生の処に従つて常に当に愚駿なるべし酒の過ち是の如し、当にこれを断すべし  
これが「大乘義章」に於ける、酒の有害を述べた禁酒運動の一例である。

著者慧遠はかの有名な護法家の一人で、周世宗の廃仏事件に際して、堂々と天子と渡り合い、仏教を弁護し、遂に力を以てこれを廃せんとするや、大声一番、天子と雖も必ず阿鼻地獄に墮すべしと叫んで、衆僧をして愕然たらしめた程の人であつたのである。出家たるもの禁酒すべきは当然として、このような三十五失を引用したのであろう。

一体禁酒を云々する時は、必ず酒の有害を説かねばならない。そのためには殆んどがこの「大智度論」卷十三の三十五失を引用している。「大智度論」百卷は竜樹の著、羅什の訳出で、東晋の慧遠が「要略」二十卷を作つたといわれる程のもので、羅什以後における中国仏教に大いに影響を与えた重要な書であつた。

上に掲げた賢首大師法蔵は、「梵網經菩薩戒本疏」卷三、四に、「梵網經」の酤酒戒、飲酒戒について、これを敷衍し、「智論」の三十五失を云々して、巧みにこれを引用し、禁酒の論を進めているし、道世の「法苑珠林」に於い



でも、酒肉篇と五戒篇の兩項目に亙って、この「智論」を初め、多くの経律論を根柢として、禁酒の筆を進めていく。

今これが禁酒の説を見ると、法蔵は酤酒戒にも飲酒戒にも、制意・次第・積名・具縁・闕縁・輕重・得報・通塞・対治・積文の十門分別して、丁寧にこれを説いて、禁酒せねばならぬ理由を述べている。飲酒戒の積文では、「大智度論」の三十五失、「四分律」の十失を掲げ、更に「大愛道比丘尼經」を引いて、酒を飲むな、嘗めるな、嗅ぐな、嚥ぐな、人に飲まずな、疾と欺いて藥酒だといって飲むな、酒屋に行くな、酒客と語るな、酒は毒藥、毒水、毒氣であり、衆失の源、衆惡の根本、賢を残ひ、聖を毀はし、道德を賑亂し、輕毀して災を致し、立禍の根本、四大枯朽し、福を去り罪につくもの、人をして志を失い、迷亂顛狂せしめ、地獄に入らしむるものである、と徹底した言辭を以て酒の害を説く。酒の地獄については、酤酒戒の得報所に、釀酒家の墮する処が酒河地獄、酤酒家の墮する処は酒池地獄、飲酒人の墮する処は灌口地獄であるといっている。

このようにして彼は、単に飲酒だけではなく、酒を造る人、これを売る人の重罪を知らしめて、禁酒の徹底を期したようであるが、勿論前に述べたように、大乘仏教の立場にあって、しかも中国という社会を意識に入れて、飲酒しても罪にならない場合のあることをつけ加えて述べるのを忘れなかった。

次に唐律宗の大成者道宣律師の弟、道世の禁酒運動を眺めて見る。道宣の場合は「四分律」を中心としたものであったからか、特に五戒についての特別な意見もなく、不飲酒に対しても、四分律のままを解釈しているもので、ここに取り出だして、特別に論ずる程のものはない。しかし弟の道世は、「諸經要集」卷十七に酒肉部の章を設けて、飲酒についての權說実説を論じていることは、同人の「法苑珠林」卷九十三の酒肉篇と殆んど同じである。「法

苑珠林」の権実説については、既に述べた所であるが、彼は又「同書」の卷八十八の五戒部に於いても、不飲酒戒についての禁酒運動に力を尽しているようである。

彼はこの篇で「大智度論」の三十五失を全部掲げて説明し、「薩婆多論」を引いて、在家の信者のしてはならぬ職業を五つ掲げ、その内の一つに、「酒を売って業となすを得ず」としている。

しかし特に禁酒文として忘れてはならぬのは、梁武帝の「断酒肉文」である。仏教信者たる武帝が、このような文を書いて、当時の教団に警告を發したであろうことは、当然考え得ることである。出家人の食肉飲酒は、全無信の外道よりも劣るものであるとし、出家たる者は、在家信者に五戒を授け、不飲酒戒を誓わせながら、出家自身が飲酒して罪を犯すということがあるであろうか、と先づ在家と出家とを対比して、出家の必ず禁酒すべきことを論じている。云く

僧尼授白衣五戒、令不飲酒不妄語云、何翻自飲酒違負約誓  
といひ、

若白衣人甘<sub>ニ</sub>此狂藥<sub>一</sub> 出家人猶當<sub>ニ</sub>訶止<sub>一</sub>云、某甲汝就<sub>レ</sub>我受<sub>ニ</sub>五戒<sub>一</sub> 不<sub>レ</sub>應<sub>ニ</sub>如是<sub>一</sub> 若非受戒者、亦應<sub>レ</sub>云<sub>レ</sub>檀越酒是  
惡本、酒是魔事、檀越今日幸可<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>飲

という。出家たるべき者は在家信者が若し飲酒した場合でも、これを訶止して、五戒を受け不飲酒戒を誓った以上、これを犯してはいけないと言ひ、五戒を受けない者に対しても、酒は惡の根本たることを説いて、飲むなというべきである、としている。にもかかわらず出家人が自から飲酒することは、まことに、在家の人にも及ばないことであるとして、両者を比較して、飲酒が在家よりも罪重きことを九通りに分つて述べている。<sup>①</sup>

いかなる社会にあつても汚悪の面のあることは仕方のないことで、前に述べた私度避番役の偽濫僧の横行は、飲酒食肉の世界を現出したことも当然であつて「大唐六典」巻四に

酒酔<sub>レ</sub>人闘打者、還俗（乃至）飲酒食肉、設五辛者苦使

と規定され、酒に酔つて人と争う者は極刑である還俗とされ、飲酒は苦使の刑が言い渡された。

又宋の真宗は景德四年（一〇〇七）に詔を下して

京城鷺<sub>ニ</sub>酒肉<sub>一</sub>者 並去<sub>ニ</sub>寺觀<sub>一</sub>百歩之外、有<sub>レ</sub>以<sub>ニ</sub>酒肉五辛<sub>一</sub> 酤<sub>レ</sub>市於僧道<sub>レ</sub>者 許<sub>ニ</sub>人糾告<sub>一</sub> 重論<sub>ニ</sub>其罪<sub>一</sub>（仏祖統紀巻四四）

とて、酒肉の店を寺觀より遠ざけ、酒肉を僧道に売る者を罰することとしている。

このように国家の法令としてまで、僧尼の禁酒に及んだことは、相当の弊害を見たがためである。従つて仏教界それ自体にあつてもかかる事体に懺悔し、これを匡正せんとしたことも当然である。

仏徒に於ける各種の懺悔文はかかる意味でもあるが、南齊文宣王の「淨住子淨行法門」の懺悔には、「耽著酒食」のことが見え、宋の天台円法師懺悔文及び發願文（緇門警訓下所収）には、「嗜酒」とか、「飲酒行淫」とかに対しての懺悔を現わしている。又慈雲遵式の誠酒肉慈悲法門（金園集巻下）は、酒肉を誡したものである。

更に唐懷信の「釈門自鏡録」は、題名の示すように、仏教徒の反省録であるが、ここに「飲噉非法録九」の一章を設けて、飲酒の非法の具体例を列記して、僧徒に反省を促がしている。いづれも飲酒の悪報として、惡処に至つて苦を受けることを述べたものであるが、このことは道世もまた「法苑珠林」巻九十四に、酒肉篇感應縁として、古来の実例を掲げている。

## (三) 感応説話による禁酒運動

明の浄土教の典籍たる「帰元直指集」巻下に、預修超薦戒殺文が記せられている。この中に僧の飲酒に関する興味ある説話が載せられている。宋朝の紹興年間に、准陰という処に貧乏な家があった。その家の娘が死んだが、三月の寒食節の墓参りが来ても、貧なるが故に娘のために墓参りして供養することが出来ない。そこでその母は自分の髪を截ってこれを売り、六百錢を得て、街に出で僧を招待しようとした。丁度五人の僧が門前を通つたので、幸いこれを請じ入れんとした。中々承諾を得なかつたが、中の一僧がどうかこれを受けてくれた。しかし僧はその日は経文を持参していなかつたので、母は近所を尋ね、金光明経一部を得て、これを誦誦し廻向してもらつた。終つてから布施錢を得て、僧は去つたが、街上でさきの同行僧四人と遇い、共に連れ立って酒家に赴いて、盃を拵げんと坐についた。すると忽ち窓外に女子の呼び声があつて、転経の僧、酒を飲んで下さるなど、驚いて誰かと問えば答へて云うよう、私は今日看経して頂いた家の亡女であります。冥途に沈淪すること久しかったが、今日師の誦経の功德によつて、罪を脱れて超生することが出来るようになりました。それであるのに若し師が飲酒して破齋すれば、前の功德は悉く皆尽き棄てられ、私は又依前のような苦しみを受けねばなりません、と言ひ已つて消え失せてしまった。僧は大いに慚愧して退いたが、後に五僧、持齋を全うして念仏参禅し、皆証果を得た。というのである。

この説話は宋の洪邁の「夷堅志」に出でいるもので、「歳時広記」巻十六には「薦亡女」の題で、「夷堅志」を引用して、この話を記している。「夷堅志」にしる、「歳時広記」にしる、その著者は僧尼ではない、明の「帰元直指」に於いて初めて、出家の反省懺悔の資料として出されているが、前者は少くとも仏教攻撃の材料であろうし、宋

代僧尼の生活の一面を物語ものと言へよう、

特にここで僧界に対する衝撃となつたことは、宋代から在家に招待されて、忌日法会を行う専門の僧侶たる赴応僧であつたであろう。飲酒によつて折角の読経廻向の功德が、無になるといふことは、何よりも最も痛切に感ずることであり、従つて禁酒運動という立場からこの説話は、最も適切なものであつたであろう。

又前に述べた「釈門自鏡録」巻下には、飲酒の悪報を載せて、僧界の反省を促がしている。即ちその内の一話は、劉宋新寺の沙門難公が、出家以来未だ一度も飲酒したことがなかつたのに、同門蘭公に勧められ遍られて、遂に一升ばかりの酒を飲んだ為に、閻王に呼ばれて、三ヶ年間惡処に留まらねばならないといった話である。

次は齊の鄴都の大莊嚴寺円通が飲酒し、その酒で客僧の病を愈したが、そのために聖者から責められ驅はれる話であり、次は同じく齊の梁州薛寺僧道遠が、常に好んで飲酒していたがために、遂に眉毛が脱落するという罰を夢から得て、大いに慚愧し、行を改め、律儀を守つたがため、一ヶ月余を経て、夢にこれが改悔が認められ、許さると見て、眉毛が漸く出て来たという話である。次は隋の河西隋興寺僧法四の話である。

彼は少にして出家したが、戒行を欠き、特に二三と酒を飲んでゐたが、或時夜飲酒して、戸外に散歩に出た。そのとたんに三人のものが彼を取り囲いた。誰だと聞くと、閻羅王の使者である。汝を呼んで連れて行く為であると。法四は我に何の罪があつて捉えるのかと、極力共に諍い、僅かに家に入りそこに倒れてしまった。寺の人は驚き来つてこれを見守っていたが、暁になって漸く蘇生した。が彼はさめざめと泣いて、具さに地獄の恐ろしさを語つた。即ち閻羅王の前にすえられて、汝は多くの破戒の行があるが、それはまだ軽い、唯飲酒のみは許されないと、いつて左右に命じて法四に大きな一升ばかりの酒盃を与え、これに酒を注いで飲ませる。法四これを飲まんとすると、その酒は忽

ち沸銅に変じ、焰は教丈ばかりである。懼れてこれを投げ捨てようとするが、手から離れない、王は速かに飲めと催促す、法四は哀号して救を乞う、時に王は云く、汝は生前に何か福業をなしたか、法四答えて云く、常に戒経を誦し、夜は則ち一遍ですと、言い終るや酒盃は忽然として手から離れた。そこで王は戒は修行の根本である、決して怠ってはいけない。汝の言を空言とせず、その氣を喪うな、放って還すが、宜しく自悔せよ、若し更に飲み度いと欲せば、当に沸え立った赤銅を念ぜよと、かくして一胡僧につれられて還って来たと話す。彼法四は後に再び追撰せられたといっているから、酒の中毒となっていたものであろう。

次は禁酒運動に実践した唐の玄鑑と、梁武帝の断酒肉文が載せられて、この「釈門自鏡録」の第九章は終わっている。これによって著者懐信の禁酒戒に対する熱意を知ることが出来る。ただ飲酒だけで、即ち五戒の内の不飲酒戒、大乘戒に於ける軽戒としての飲酒が、地獄の苦を受けるといふ例話は、前の誦経功德が無功となる話と共に、禁酒運動に取って、好個の資料となったであらう。

又「法苑珠林」卷九十四酒肉篇感應縁には、飲酒だけではなく、酒を売った人の惡報の例を掲げているのは、梵網大乘戒の思想として当然のことである。

唐の雍州万年県閭村の婦女謝氏が、酤酒をなし、酒の量は少なく、価は高くして売った為に、死して牛に生れた。現在法界寺の夏侯師の家に買い取られて、耕作に従事して苦しんでいると、その子の夢に現はれたので、その子は尋ねてその牛に会いに行く。この牛は平常はただ独りで、若し知らぬ人に会えば必ず角で突く。しかるにその子を見て、共に涙を流した。そこでこの牛を贖って連れ帰り、現在は阿照家に養っている、京師の王侯妃嬪が多く見に来て、錢帛を布施するという。

又唐の冀州頓丘県の一老母、子供はなく、ただ奴婢二人と共に、酒を商つて生計していた。貞観中に老母は一度死んだが又蘇生して云く、冥府に連れて行かれ、何故に濫りに酤酒するか、しかも、「法華經」を作るといいながら十数年なせ作らないのかと檢問された。そこで酒は婢に作らせ、婢に量らせ、「法華經」の爲には既に一千万は隱禪師に与えていると。そこで婢を迎えにやらせ、婢に笞四十を加えて放還し、更に隱禪師に使用して聞けばその通りであった。爲に七日にして放たれ、「法華經」の写經が終れば、善処に生すべしとて蘇生すと。実にその通りであつたと詳細に記述している。

この酒を売る人の罪報ということは、出家人は勿論のこと、在家信者に対するものであつて、上の二例の示すように、いづれも僧尼ではない。勿論ここでは単に酒を売つたというだけではなく、不法な高価ということにもその惡報がかかるのであろうが、いづれにせよ、實際問題として、職業の拒否から侮視という問題にまで展開して行く可能性を持つてゐるものである。仏教信者として他にも多くの、好もしからざる職業が指摘されているが、仏教本来の精神から見て、殺生を職業とすることなどは、最も避けてほしいものの一つであつた。

しかしながらここにこれを救済し、平等に等しく成仏することの出来る浄土教の出現は、彼等に取つては全くの福音であつたのである。不飲酒戒を破り、たとえ他に如何なる罪があろうとも、弥陀信仰によつて、これが消失せしめられるという、この念仏の教は、彼等に対する大なる光明であつたに違いない。が又それと共に、この救済を背景として、飲酒のよき口実を与えたであらうことも、これ又想像し得ることであらう。

#### (四) 禁酒への実践活動

禁酒の実践活動家としては、先づ第一に唐の玄鑑を挙げねばならぬであろう。道宣の「統高僧伝」巻十五によると、彼は沢州高平の人である。十九で発心出家したが、性は仁慈、志は清潔を楽しみ、戒律を守って少しも過ちを犯すことなく、寺塔の古いものは悉くこれを修理した。飲酒噉肉の非法に値えば、極言して面と向ってこれが非法を説き、若しもこれが聞き入れなければ、これが酒器を砕かざるはなく、しかもその費用は何ら弁償しなかった。従って諸俗士、集まって宴飲しても、玄鑑が来ると聞けば、皆悉く奔り散じてしまうという。

又しばしば造営のことがあって、工匠が多く集るので、豪族の人が時に酒食を遣ると、玄鑑は、如法に造営している。破戒の飲酒はなすべからずと、遂にこれを止むという。丁度清化寺の仏殿造営に当って、沢州長官の長孫義は仏法信者であったが為に、工匠などその数が甚だ多いのを聞いて、酒を両車に積んでこれを贈った。玄鑑はこの造営を檢校していたが、今この酒が贈られて来たのを見て、酒器を打破って、これを地に流してしまった。長孫義はこれを知りて大いに怒って、明日鑑に加害せんとしたが、その夜夢に有人来って刀を以て殺さんとするを見て、忽ち悟って、躬ら玄鑑に至って懺悔したという。

又疫病に遇って死亡する者が多かったが、皆玄鑑の下に来て命を乞えば、彼はこれが為に懺悔して、酒肉を断ぜしめて以て病者を恢復せしめた。時人これによって大いに彼を重んじたという。

時に村人李遷なる者は、性頗る酒を嗜んだ。病氣になつて快癒の由もなかったが、遂に酒の害を知り懺悔し鑑の来至するに遇うて、疫は全治した。それから酒を断つて永くこれを言はない。友人に語つて言うよう「鑑師を見るより已来、酒氣は毒の如く、これを聞くを喜ばないばかりか、見るも尚更である」と、玄鑑の戒節冥感は皆かくの如しである。玄鑑は今に神志貞亮、毎に「涅槃經」、「十地經」、「維摩經」を講じ、四時これを輟めず、春秋八十有三である



と。道宣の先輩として、八十三歳で尚活動していたのである。

これによって見ると、玄鑑の禁酒活動は頗る厳しいもので、出家教団に対したもののみではなく、全く在家の人々、一般の社会人に対しても、禁酒を強要したものであった。人々が酒を飲んでいるのを見ると、面前に於いて、飲酒の非法を説き、若し聞き入れて中止しなければ、酒器を砕いてしまうという、全く乱暴狼籍に近い行為をなしたが為に、人々が集って宴飲していても、玄鑑が来たと聞けば、忽ち皆が散ってしまったといわれる。全く徹底した禁酒運動家であったようである。

造営の時の祝に、且つ工匠の為に贈られた檀越の酒すら、これを拒否するというよりも、酒器を打砕って、これを大地に流させてしまったというに至っては、全く以て極端すぎると言わざるを得ない。玄鑑にあっては、酒そのものが非法であり、それを飲んで造営することは、不如法としたものである。

又酒を薬酒として、病にこれを用いることが許されていたが、玄鑑にあっては逆であって、病あって死なんとするようなものであれば、彼は懺悔して、酒肉を断ぜしめてこれを癒した。従って酒の中毒患者も彼によって全癒したといわれる。

この玄鑑の行動は、後世にまでも大いに影響を及ぼしたようで、「法苑珠林」にもこれを引用して、禁酒運動の資料となし、明の株宏が著す「繡門崇行録」の中に、厳正之行篇の一つとして、「破壊酒器」の題をつけて、これを略出している。

次に「統高僧伝」廿五感通篇の一として、北周香閣梨の話が出ている。梁の初め頃に益州（山西省成都）青城山の飛赴寺にあったが、当時この地方の風俗として毎年三月三日には必ず山に行つて、酒肉を以て宴をなして楽しんだ。香

はこの習俗を改め、酒肉を断たせようとしたが、中々出来なかった。そこで後年三月に、又前のように集って宴飲が始まった。そこで香は座の側に坑を掘ること方丈、檀越等と共に、飲み食い大いに歓楽した。人々は香に酒肴を競うて奉ったが、彼はどれだけでも飲み、どれだけでも食べて、人々をして大いに怪ませた。晩になってから、「我れ大酔、坑につれて行け、地を汚してはいかぬから」といって、掘った坑に行つて、口を開いて大きく吐くと、鶏肉が吐き出されると、これが鳴いて飛び行き、羊肉が吐き出されると馳り去る、という状況、酒食はき出されて坑に一杯となり、魚や鵝鴨がその坑の内に游泳しているというので、これを見た人々はただ驚き恐れて、これより以後は決して酒肉を用いないという誓をしたという。かくしてこの地方は以後、上山酒肉のことは永くその後を絶ったが、これ一に香の風徳であると結んでいる。

これによつて香闍梨が、飲酒噉肉の習俗を改めようとして、自から敢て罪を犯してこれを断行したものであることを知ったが、これは一般社会に対して、禁酒を強く主張した例であつて、敢てこれが出家なるが故とか、五戒を守る在家信者なる故にという、仏教徒としての禁酒ではなく、飲酒そのことが有害であり、墮地獄の行為であるからの理由から、仏教の信不信に関係なく、仏教徒としての大慈悲の精神から、大乘菩薩の行として、禁酒活動を行ったものようである。

このようにして仏教徒の禁酒運動は、出家教団は勿論のこと、在家信者の五戒に於いて、更に仏教徒でない人に対しても、徹底した活動として展開されて行つた。それが結果として近世に於ける居士の仏教にあつて、肉食を拒否し、飲酒を否定する、素菜主義の人々が出て来たことに注意すべきであろう。

又香闍梨程ではないが近世の名僧慈雲遵式の禁酒運動も見通してはならない。宋代の杭州の習俗として葬式に酒肴

を用ゆることが行はれてきたが、隅々遵式は杭州の昭慶寺で講筵を開いたが、これを聞いて慨き、諸經の中から一首の酒肴を禁ず文を出だして、かかる行專には仏式による齋專に代えんことを説いた。翌年大中祥符八年（一〇一五）に蘇州開元寺に赴いて講經したが、集まる人々悉く飲酒食肉なく、ために酒屋や屠肆の不振を來たしたと云はれてゐる。<sup>10</sup>

このことも亦、近世居士仏教の一面を知る資料であり、一般の人々の生活の内から酒肉を遠ざけんとすることになった、その原因であつたのである。

## 九　む　す　び

中国仏教における酒の問題は、以上述べたところにおいて大略その要を尽したが、特に仏教の五戒中に含まれてゐる不飲酒戒と、在家信者との關係は、中国仏教に取つての問題点である。在家仏教徒の精神生活の面における、大きな問題でもあつたのである。従つて五戒を五常に対比して、当然守るべき規範としてこれが一致に力を尽すと共に、その五戒が孝の倫理に対応するものとして、これを解したところに、中国仏教の特質があるものである。

しかし一方においては、五戒が必ずしも仏教徒の必須条件ではないとして、インドにおける五戒の状態、更には經典を検出して、これを証明し、不飲酒戒が必ずしも守らなくてもよいであろうことを証明した。更に積極的には、酒を薬酒としてこれを許し、更には公益となる為には、これを用いることが必要であるとさえ強調するに至つたことである。これが大乘仏教の本筋であり、菩薩の慈悲行であると説明するに至つた。

然しながら人間の欲望は、薬酒を常に毒酒に変化せしむるが故に、毒酒として禁止するのが最も安全として、戒律そのままを厳重に守り、一般の人々に対しても、厳格にこれを行ったのが、仏教徒の禁酒運動であったのである。

(三十七年度文部省科学研究費による研究の一部)

註

- ① 友松田諭教授「優婆塞所遮の職業について」(大正大学々報十五輯)、長井真琴博士著「根本仏典の研究」中の「優婆塞五戒の研究」、大野法道博士著「大乘戒経の研究」、中村元博士著「宗教と社会倫理」
- ② 平川彰博士論文「戒律と道德」(日本仏教会年報二十七)
- ③ 上掲友松教授論文、中村元博士著「宗教と社会倫理」中の「禁欲的精励の精神」参照
- ④ 註①参照
- ⑤ 拙著「唐代仏教史の研究」第三章六節「五戒と五常との問題」
- ⑥ 塚本善隆博士著「支那仏教史研究」所収「支那の在家仏教特に庶民仏教の一経典」参照
- ⑦ 福井康順博士著「道教の基礎的研究」所収「牟子の研究」参照
- ⑧ 塚本善隆博士著「魏書釈老志の研究」、「支那仏教史研究・北魏篇」の北魏大武帝の廢仏毀釈」参照
- ⑨ 森三樹三郎博士著「梁の武帝」、山崎宏博士論文「梁の武帝の仏教信仰に就て」(斎藤先生古稀祝賀記念論文集)
- ⑩ 陶希聖論文「元代仏寺田園及商店」食貨一ノ三
- ⑪ 広弘明集卷二六による。(一)在家人の飲酒は犯戒の罪なし。(二)在家人の飲酒は尊像に關係なし。(三)在家人の飲酒は寺舎で吐泄しない。(四)出家人の飲酒は人をして仏法を輕賤せしむ。(五)出家人の飲酒は一切善神を遠離せしむ。(六)出家人の飲酒は他の福田を破る。(七)出家人の飲酒は他の信施による。自力に非ず。(八)出家人の飲酒は衆魔外道を便ならしむ。(九)出家人の飲酒は、多少に關らず、仏種を斷ず。

⑫ 牧田諦亮博士著「中国近世仏教史研究」所収の「水陸会小考」参照